16

富山県

〈立地企業に対する税制上の優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	対象地域	事業税	県固定資産税	不動産取得税
過疎地域等における県税の特別措置に関する条例	S39.7 (R4.4改正)	○地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画の知事承認等が必要 ○医薬品関連産業、電子デバイス関連産業、ものづくり産業、クリエイティブ産業、情報通信技術関連産業、食料品・飲料製造関連産業、物流関連産業が対象 ○土地、家屋等の取得価格の合計額が1億円超	促進区域	―	○3年間 ○課税免除	○取得時 ○課税免除
		○生産設備取得額　資本金の額に応じ500万円～2,000万円以上	過疎地域	○3年間 ○課税免除	○3年間 ○課税免除	○取得時 ○課税免除
		○生産設備取得額　資本金の額に応じ500万円～2,000万円以上	半島地域	○3年間 ○不均一課税	○3年間 ○不均一課税	○取得時 ○不均一課税
		○地域再生法に基づく地方活力向上地域特定業務施設整備計画の知事認定が必要 [移転型]東京23区から地方に本社機能を移転 [拡充型]地方において本社機能を拡充 ○本社機能における増加従業員が5人(中小企業1人)以上	地方活力向上地域	○3年間 ○課税免除 (移転型のみ)	○3年間 ○不均一課税(拡充型) ○課税免除(移転型)	○取得時 ○不均一課税(拡充型) ○課税免除(移転型)

〈補助金・助成金・奨励金〉

条例名・制度名	制定年月	対象者	対象者の要件	対象地域	交付条件		
					補助対象事業等	補助額等	限度額
富山県企業立地助成金交付要綱	H12.9 (R4.4 改正)	〈企業立地奨励事業〉 立地企業(市町村間接)	○製造業の新規立地又は増設 ・新規雇用者数10人 ・投下固定資産額5億円以上 ○ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、デザイン業等の新規立地又は増設 ・新規雇用者数10人以上 (デザイン業は5人以上) ・投下固定資産額5,000万円以上	県下全域	新規立地又は増設の工場等の設置者に対し、市町村が助成金等を交付するときの当該助成金等の交付に要する経費	次の①、②のいずれか低い額(うち市町村助成1/2) ①助成事業に要する経費に1/2乗じた額 ②用地・建物・設備の取得額の10(製造業以外は5)%	○2(1)億円 ○5(2.5)億円 投下固定資産額50億円以上又は新規雇用者数60人以上 ○30(15)億円 投下固定資産額100億円以上かつ新規雇用者数100人以上等 ・市町村交付額と併せた金額 ・( )内は、製造業以外 ○デザイン業は1億円
		(先端産業立地奨励事業) 立地企業(市町村間接)	○企業立地奨励事業の交付を受け、先端産業に該当	県下全域	新規立地又は増設の工場等の設置者に対し、市町村が助成金等を交付するときの当該助成金等の交付に要する経費	次の①、②のいずれか低い額(うち市町村助成1/2) ①助成事業に要する経費に1/2乗じた額 ②用地・建物・設備の取得額の10%	○10億円 ・市町村交付額と併せた金額
		(本社機能施設等移転奨励事業)	○本社機能施設等の県外からの移転 ・新規雇用5人以上	県下全域	本社機能施設等の設置者に対し、市町村が助成金	次の①、②のいずれか低い額(うち市町村助成1/2) ①助成事業に要する経費に	○5億円 ○30億円 投下固定資産額100

			（中小企業は1人以上） ・投下固定資産額5,000万円以上		等を交付するときの当該助成金等の交付に要する経費	1/2乗じた額 ②用地・本社機能施設等の取得額の10% （事業所移転費、従業員転居費は50%）	億円以上かつ新規雇用者数60人以上 ・市町村交付額と併せた金額
		（山村地域企業立地奨励事業） 立地企業（市町村間接）	○中小企業による新規立地又は増設 ・新規雇用3人以上 ・投下固定資産額1,000万円以上	山村地域	新規立地又は増設の工場等の設置者に対し、市町村が助成金等を交付するときの当該助成金等の交付に要する経費	次の①、②のいずれか低い額(うち市町村助成1/2) ①助成事業に要する経費に1/2乗じた額 ②用地・建物・設備の取得額の10%	○1,000万円 ・市町村交付額と併せた金額
		〈工場周辺環境整備事業〉 市町村	○新規立地又は増設 ・新規雇用10人以上	県下全域	工場と地域住民との融和に資するため、市町村が行う公共用施設（集会場、運動場、公園、緑地、道路、排水路等）の整備に要する経費	次の①、②のいずれか低い額 ①工場等床面積1㎡当たり1,000円～1,800円 ②事業費の1/2又は1/3	1,000万円
		〈立地基盤整備事業〉 市町村	○新規立地又は大規模投資 （新規立地の場合） ・新規雇用10人以上 （大規模投資の場合） ・新規雇用おおむね60人以上	県下全域	新規立地又は大規模投資の工場等のために、市町村が行う進入道路、専用排水路等の整備に要する経	次の①、②のいずれか低い額 ①工場等床面積1㎡当たり1,500円～1,800円 ②事業費の1/2又は2/3	工場周辺環境整備事業とあわせ1,500万円

					費		
		〈工場環境整備事業〉 立地企業（市町村間接）	○新規立地又は大規模投資 （新規立地の場合） ・新規雇用10人以上 （大規模投資の場合） ・新規雇用おおむね60人以上	県下全域	新規立地又は大規模投資の工場等の設置者が県内において行う施設（環境保全施設、消融雪装置等）の整備に要する経費につき、市町村が助成する場合における当該助成に要する経費	次の①、②、③の最も低い額 ①市町村補助金の1/2 ②事業費の1/3 ③新規雇用従業員数1人当たり10万円	6,000万円 ・市町村交付額と併せた金額
		（サプライチェーン再構築・県内回帰奨励事業）	○新規立地又は増設 ・新規雇用10人以上 ・投下固定資産額2億5,000万円以上 ・次のア～ウのいずれかに該当し、知事が特に必要と認めるもの ア　海外の自社工場で生産していた製品・部素材を、県内の自社工場での生産に切り替えるための事業 イ　海外の取引先から輸入していた製品・部素材を、県内の自社工場での生産に切り替えるた	県下全域	新規立地又は増設の工場等の設置者に対し、市町村が助成金等を交付するときの当該助成金等の交付に要する経費	○設備投資助成 次の①、②のいずれか低い額（うち市町村助成1/2） ①助成事業に要する経費に1/2乗じた額 ②用地・建物・設備の取得額の5％ ○土地賃借料助成 借地料×50％（市交付額と併せると100％）×3年間	○設備投資助成 1億円 （知事が特に必要と認めた場合2億5,000万円） ・市町村交付額と併せた金額 ○土地賃借料助成 1,000万円×3年間 ・市町村交付額と併せた金額

			めの事業 ウ　海外からの製品・部素材の調達を国内に切り替える企業からの依頼により新たに県内工場で生産するための事業				
富山県物流業務施設立地助成金交付要綱	H23.1 (R5.4改正)	立地企業(市町村間接)	○製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、小売業、卸売業の新規立地又は増設 (新規立地の場合) ・新規用地取得 ・新規雇用者数10人以上 ・設備投資額5億円以上 (増設の場合) ・新規雇用者数10人以上 ・設備投資額5億円以上 (立地要件) ・社会資本等(港湾、インターチェンジ等)の周辺5kmの区域内 (施設要件) ・保管、配送に留まらず、在庫管理や検品、梱包など物流機能の高度化に資する施設	県下全域	新規立地又は増設の物流業務施設の設置者に対し、市町村が助成金等を交付するときの当該助成金等の交付に要する経費	次の①、②のいずれか低い額(うち市町村助成1/2) ①助成事業に要する経費に1/2乗じた額 ②用地・建物・設備の取得額の5%	1億円 ・市町村交付額と併せた金額
富山県IT・オフィス系企業	R4.4 (R5.4改正)	立地企業	○ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業の新規立地	県下全域	事業所等の新設に伴うオフィス賃	○オフィス賃借料、回線使用料の50%×3年間(新規雇	○オフィス賃借料 1,200万円/年

立地助成金交付要綱			・新規雇用者数10人以上 〈本社機能移転の場合〉 ・新規雇用者数5人以上（中小企業1人以上）		貸料、回線使用料、新規雇用者	用60人以上かつ市町村からも助成を受ける場合6年間） ○新規雇用者1人当たり50万円（3年間（操業開始後3年以内に「とやま女性活躍企業」の認定を受け、かつ、新規雇用者に占める女性の割合が4割以上の場合、6年間））	○回線使用料 2,000万円/年 ○新規雇用者 1億円
富山県人材集積助成金交付要綱	H14.4 （R3.4 改正）	立地企業	○自然科学研究所の新設又は増設 ・新規雇用10人以上 ・投下固定資産額3,000万円以上 ・対象業種：自然科学研究所、デザイン業、本社機能等で行われる事業	県下全域	研究所等の新設又は増設に伴う新規雇用者	新規雇用者1人当たり50万円	1億円
富山県民間研究所立地奨励金	S62.9 （R3.4 改正）	立地企業	○自然科学研究所の新設又は増設 ・研究開始後1年以内に、研究員が10人以上 ・投下固定資産額1億円以上	県下全域	研究所等の新設又は増設にかかる設備投資に要する経費	設備投資額の15%～20%	研究者数に応じて1億5,000万円～5億円
富山県新成長産業研究拠点強化助	H27.9.1 （R3.4 改正）	立地企業	○自然科学研究所の新設又は増設 ・研究開始後1年以内に、研究	県下全域	研究所等の新設又は増設にかかる設備投資に要する	設備投資額の15%～20%	研究者数に応じて1億5,000万円～5億円

成金交付要綱			員が5人以上 ・投下固定資産額1億円以上 ・地方活力向上地域特定業務施設整備計画を作成し知事認定を受けること		経費		
ものづくり産業見学・体験施設等設置事業費補助金	H27.12 （R3.4 改正）	立地企業	製造業の本社又は工場の移転や新増設にあわせて見学・体験施設等を整備する者 ・見学・体験施設等の投資額5,000 万円以上 ・おおむね年間 5,000 人以上の来場者が見込める施設であること ・地域に経済効果が及ぶもの ・市町村の補助が行われるもの	県下全域	見学・体験施設等の整備にかかる設備投資に要する経費	次の①、②のいずれか低い額 ①設備投資額の 1/3 ②市町村が補助する額	2,000 万円

〈融資〉

条例名・制度名	制定年月	対象者	対象者の要件	対象地域	融資条件		
					融資対象事業等	融資条件	限度額
富山県企業立地促進資金貸付要綱	S58.3 （R3.3 改正）	立地企業	○取得要件 地方公共団体、中小企業基盤整備機構が造成した用地等において設備（土地、建物及び構築物）を取得 ○対象業種	○地方公共団体又は中小企業基盤整備機構が造成した用地	設備資金（土地、建物、構築物を含む）	利率1.45％ 貸付期間10年以内 （据置2年以内含む） （令和5年3月末現在）	2億円 （知事特認は5億円）

			製造業・情報通信業・卸売業 道路貨物運送業・倉庫業・デザイン業 コールセンター ○操業要件 設備取得後3年以内に操業を開始。 （土地のみ取得は1年以内着工） ○雇用要件 操業開始日を基準としその前後1年間に、発電用施設等の周辺地域又はこれに隣接する市町村の区域の住民を3人以上新規に雇用する予定であること	○その他知事が特に認める場所			